

事 務 連 絡
平成 28 年 10 月 4 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課御中

厚生労働省医政局経済課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種
（国民生活・国民経済安定分野）の登録に係る周知について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく特定接種に関し、医薬品卸売販売業、医薬品製造販売業、医薬品製造業、医療機器修理業、医療機器販売業、医療機器貸与業、医療機器製造販売業、医療機器製造業、再生医療等製品販売業、再生医療等製品製造販売業、再生医療等製品製造業について、平成 28 年 10 月 14 日から登録申請受付を開始することとなりました。

このため、平成 28 年 10 月 4 日付厚生労働省医政局経済課の事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」（別添）を日本製薬団体連合会、米国研究製薬工業協会、欧州製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、米国医療機器・IVD 工業会、欧州ビジネス協会、日本医薬品卸売業連合会、日本医療機器販売業協会、日本ジェネリック医薬品販社協会あてに送付し、会員企業への周知の協力を要請したところです。

貴管内関係企業に対しても周知方御協力をよろしくお願いいたします。

事務連絡
平成28年10月4日

各位

厚生労働省医政局経済課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種
(国民生活・国民経済安定分野)の登録について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく特定接種(国民生活・国民経済安定分野)について、登録申請受付が平成28年10月14日から平成29年1月5日までの間に実施されることとなりました。

貴会におかれましては、当該申請受付について、貴会会員企業様に対し周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、登録制度の概要は以下のとおりです。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員等に対して行う予防接種です。

(2) 特定接種の登録について

特定接種の対象者は、登録事業者(厚生労働大臣が定める医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務であって、登録を受けているもの)の従業員です。

登録に当たっては、以下①に該当する対象事業者が、インターネット回線を通じ、ウェブ上で必要事項を登録申請していただく必要があります。

① 特定接種の登録対象業種等について

特定接種の登録対象となるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」(平成25年厚生労働省告示第369号)において定められています。(別紙1中別添2参照)

② 登録に関する規程及び登録要領について

登録手続は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の登録に関する規程」(平成25年厚生労働省告示第370号)(別紙2)に規定されているほか、特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録要領(別紙1)において具体的な方法が定められています。

③ 登録申請受付の開始について

医薬品卸売販売業、医薬品製造販売業、医薬品製造業、医療機器修理業、医療機器販売業、医療機器貸与業、医療機器製造販売業、医療機器製造業、再生医療等製品販売業、再生医療等製品製造販売業、再生医療等製品製造業等の登録については、諸般の事情により受付を延期していましたが、このたび、平成28年9月26日付厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策室の事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」（別紙3）のとおり、平成28年10月14日から登録申請受付が開始されることとなっています。

登録に係る手引きやQ&A集を別紙4～6にて添付いたしますので御活用ください。